

令和6年度の審議の進め方

～事業評価の効率化・重点化に向けて～

資料-3-2

平成24年度までは、状況が変わらない事業も一律に評価作業

平成25年度の取り組み

道路事業で効率化・重点化の試行、重点的な審議案件は1件、その他10件の審議を簡素化(概要書等による審議、B/Cは全て算出)

再評価実施要領の運用発出(平成25年11月1日)

費用対効果分析の影響要因に変化がない場合、かつ実施することが効率的でない場合は、費用対効果分析を実施しないことができる。(別紙確認フロー)

平成25年度第5回事業評価監視委員会(平成26年2月26日)で平成26年度事業評価より運用していくことを確認

平成26年度以降の事業評価の流れ

費用対効果分析実施の必要性を確認フローにより判定

費用対効果分析実施の判定結果を提示

事業評価監視委員会にて「**重点審議**」「**要点審議**」を決定

重点審議

前回からの変化が大きく
重点的な審議を
要する事業

要点審議

前回からの変化が軽微で
要点的な審議で
十分な事業

費用対効果分析実施の必要性確認フロー

費用対効果分析の実施について、再評価実施主体で判断

(ア) 費用対効果分析の影響要因に変化がない

費用対効果分析を実施する

○前回費用対効果分析を実施している NO

YES

○事業目的に変更がない NO

YES

○社会経済情勢の変化がない NO

[例:地元情勢等の変化がない]

YES

○前回評価時において実施した費用便益分析に関する要因に変化がない(該当する項目)

- 1.費用便益分析マニュアルの変更がない。[B/Cの算定方法に変更がない]
- 2.需要量等の変化がない。[需要量等の減少が10%^{※1}以内]
- 3.事業費の変化[事業費の増加が10%以内]
- 4.事業展開の変化[事業期間の延長が10%以内]
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合は、その値を使用することができる。

注)なお、上記2.~4.について、各項目が感度分析の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。

(イ) 実施することが効率的ではない

下記の要件のうち、どちらかを満たしている場合

- 前回評価時の感度分析における下位ケース値^{※2}が基準値を上回っている
○事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい
[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上]

YES

※2 下位ケース値：需要量等、事業費、事業展開の各ケースで感度分析をした最小値

費用対効果分析を実施しないことができる